

# 市政 トピックス

## CITY TOPICS

### 市税の減免を ご存じですか

市税には減免制度があります。減免の対象については、次のとおりです。

減免を受けるには、納期限の7日前までに減免申請書の提出が必須です。

#### ◆市民税の減免対象

- ①生活保護法の規定による扶助を受ける方
- ②前年の所得が500万円以下であり、本年の所得がその2分の1以下になると認められる方で、その世帯の世帯員の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方

- ③負傷または疾病により、6か月以上の療養を要すると診断された方で、前年の所得が500万円以下の方
- ④障害者などで、市民税の納税義務を負わない夫と生計を一にする妻で、前年の所得が120万円以下の方
- ⑤死亡した納税義務者で、前年の所得が500万円以下であり、その世帯の世帯員（死亡した納税義務者を除く）の市民税所得割額の合計が12万円を超えない方
- ⑥災害による被害を受けた場合で一定の要件にあてはまる方

#### ◆固定資産税・都市計画税の減免対象

- ①生活保護法の規定による扶助を受ける方が所有している固定資産
- ②居住用（宅地面積が200㎡以下で、かつ、住宅延床面積が200㎡以下のもの）のみの固定資産を所有している公的な扶助を受けている障害者世帯、母子（父子）世帯、または年金を受けている世帯でその世帯の世帯員の市民税所得割額（減税前）の合計が12万円を超えない場合の当該世帯員が所有している固定資産
- ③公的な扶助を受けている障害者世帯、母子（父子）世帯または年金を受けている世帯の住居のために、家賃の額が一般の同居者の半額以下で賃貸されている家屋（賃貸している家屋の部分に限る）
- ④市街化区域農地を宅地転用し、平成4年度以降に一定の要件にあてはまる賃貸住宅を新築し、かつ、借家の用に利用されている場合の旧農地
- ⑤災害により被害を受けられた固定資産で一定の要件にあてはまる場合

#### ◆軽自動車の減免対象

- ①身体に障害がある方で、障害の種類・程度が一定の要件に該当し、自分で所有し、運転する場合
- ②身体に重度の障害がある方、または精神に障害がある方が所有し、その方と生計を一にする方がもつぱらその方のために運転する場合
- ③身体に重度の障害がある方、または精神に障害がある方で、その方と生計を一にする方が所有し、もつぱらその方のために運転する場合
- ④単身で身体に障害のある方、もしくは単身で精神に障害のある方を常時介護するために運転する場合
- ⑤その構造がもつぱら身体障害者などの利用のための軽自動車 ※身体に重度の障害のある方などについて、人免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害の1〜4級を含みます。

#### 問合せ先

市役所税務グループ

☎ 52-11111（内線244〜247）

### 春日庵でお茶を一服

大山緑地の春日庵で、5月から第2日曜日に同風会主催のお茶会が開かれます。

お茶をいただいで、ゆったりとした時間を過ごしてみませんか。

とき 5月11日(日)、6月8日(日)、7月13日(日)、9月14日(日)、11月9日(日)、12月14日(日)、平成21年1月11日(日)、2月8日(日)

ところ 春日庵

呈茶代 一服500円

問合せ先

・同風会 宮野玲子

☎ 53-11381

・市役所文化スポーツグループ

☎ 52-11111（内線333）

